

「政治資金規正法」改正に関する提言

－問題の本質は、「情報公開の徹底」－

平成19 年6月18日

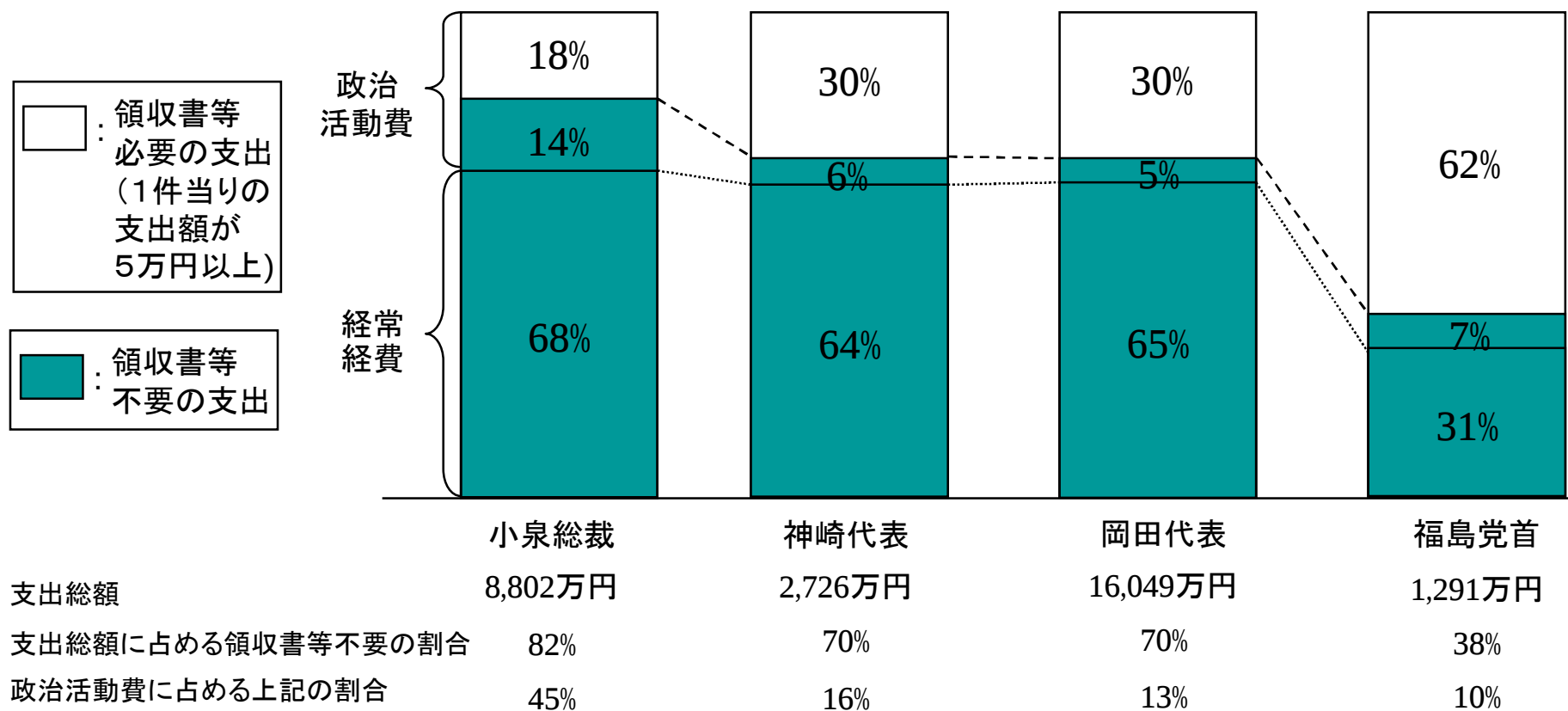
構 想 日 本

「政治資金規正法」の改正

構想日本の提言(「情報公開」の徹底)

- (1)国会議員個人の「連結収支報告」の義務化
 - － 3つの“財布”(政党支部、政治団体、資金管理団体)の収支報告(単体ベース)とともに、3者を合わせた連結ベースの収支報告を、政治資金規正法のなかで義務付ける。
- (2)「外部監査」の義務化
 - － 政党の収支報告および国会議員の連結収支報告(上記)は、外部の公認会計士または監査法人による監査を受けるように義務付ける。
 - ・ 単なる「合規性」のチェックではなく、監査基準を明確にした上で、支出目的の是非(政治活動との関連の有無)にまで踏み込んだチェックが不可欠
- (3)収支報告書の「複写」を明文化
 - － すべての収支報告(団体ごと、連結ベース)と外部監査結果(上記)を、「閲覧」だけではなく「複写」もできるよう、政治資金規正法(第20条の2第2項)に明記する。あわせてインターネット上で、すべて公開する(当然、印刷/ダウンロードも可能にする)。

●政治資金の大半が領収書なしの支出(例:2003年度各党首分)



●今国会で審議された政治資金規正法改正案では政治不信は払拭されない

〔改革前〕

	政党支部	政治団体	資金管理団体
経常経費	明細報告と 領収書添付の義務なし		
政治活動費	1件当り5万円以上の支出については、 明細報告と領収書添付の義務あり		

〔改革後〕

	政党支部	政治団体	資金管理団体
経常経費	明細報告と 領収書添付の義務なし		人件費以外の1件当り 5万円以上の支出に ついては、明細報告と 領収書添付の義務 あり
政治活動費	1件当り5万円以上の支出については、 明細報告と領収書添付の義務あり		

今回の改正案で見直されるのは、資金管理団体の経常経費に関わる一部のみのみ(太枠&太字の部分)。